TOPICS 3 組合・企業の課題解決を支援します！
～中央会支援事業のご案内～

本会では、平成27年度も各種支援事業の実施により、組合及び組合員企業が直面している課題の解決に向けた支援を行います。本号では、今年度の本会支援事業の一部をご紹介致しますので、共同事業の活性化や経営力の向上のために、是非ご活用下さい。

1　組合及び組合員企業が抱えている課題解決に取り組みたい！

■ 組合活力向上事業

組合及び組合員企業が抱えている課題について、専門家による集中的な支援を行うための事業費の一部を助成します。

［対　象　者］　本会会員組合
［補　助　率］　10／10（今年度時点）
［主な補助対象経費］　研修会開催のための諸経費（講師謝金、旅費、会場料　他）
［事業費目安］　1組合あたり24万円
［実施事業の例］　○新規事業実施のための研修会を開催したい
○組合員共通の課題を組合の共同事業により解決したい
○組合員企業の従業員の技術力向上などの人材育成を図りたい

2　専門家からアドバイスをもらいたい！

■ トータルサポートアドバイザー事業【新規事業】

経営上の課題解決を図るために、中小企業診断士や税理士などの専門家を派遣し、農商工連携や地域資源活用などの支援をはじめ、新たな市場開拓のための事業計画づくりなどについても、本会のネットワークを活かした専門家を派遣し、積極的に支援します。

［対　象　者］　本会会員組合の組合員企業等
［補　助　率］　10／10
［実 施 回 数］　1回～（必要に応じて）
［事業費目安］　専門家派遣1回あたり3万円

3　消費税率引き上げを機に、総合的な経営力の強化を図りたい！

■ 消費税転嫁対策窓口相談等事業

平成26年4月1日より消費税率が8%へ引き上げられ、平成29年4月には消費税率10%への引き上げが確実となっていることを踏まえ、消費税率の引き上げ等による個別課題の解決を図ることを目的に、消費税転嫁対策相談窓口を開設し、転嫁のための経営戦略案や転嫁カルテルの活用等について無料で相談に応じます。

［対　象　者］　本会会員組合
［専門家派遣］　組合事務所等指定の場所に、弁護士や税理士などの専門家及び本会指導員がお伺いし、ご質問・ご相談に応じます。

今回ご紹介した支援事業の詳細につきましては、本会事業振興部または各支所までお気軽にお問い合わせ下さい。

［お問い合わせ先］　本会　事業振興部（工業振興課・商業振興課）　☎018-863-8701
大館支所　☎0186-43-1644　　横手支所　☎0182-32-0891

なお、本会ホームページでも各種支援事業を紹介していますので、是非ご覧下さい。
［URL］　http://www.chuokai-akita.or.jp/jyosei/html